

公 示

第五管区海上保安本部長公示第43号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年11月21日

第五管区海上保安本部長

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

(1) 名 称 高知県幡多土木事務所

(2) 住 所 高知県四万十市古津賀4-61

2 水路測量を実施する区域及び期間

(1) 区 域 高知県四万十市下田

(別添付図のとおり)

(2) 期 間 令和7年2月 3日から

令和7年2月28日まで

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、マルチビーム音響測深機による測深を実施する。

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚する。



海上保安庁(JCG)、(C) Esri Japan

 : 測量区域

出典: 海洋状況表示システム
(<https://www.msil.go.jp/>)